

(別紙1)

社会福祉法人指導監査結果

1 指導監査実施法人 社会福祉法人ぱれっと

2 指導監査実施年月日 令和7年12月15日(月)

3 文書指摘事項

区分	指摘事項	前回監査時 文書指摘事項
I-3(1) 評議員の選任	<p>貴法人の評議員において、当該年度の評議員会(4回開催)をすべて欠席している者があった。</p> <p>については、評議員の出席が可能な日程となるよう必要な調整を行うとともに、名目的・慣例的に評議員を選任することがないように、欠席の続く評議員は適切な者への改選を検討すること。</p> <p>根拠法令 社会福祉法人審査基準3の1(3)</p>	
I-4(3) 適格性	<p>貴法人の理事において、当該年度の理事会(5回開催)を2回以上続けて欠席している者がいた。</p> <p>については、理事の出席が可能な日程となるよう必要な調整を行うとともに、名目的・慣例的に理事を選任することがないように、欠席の続く理事は適切な者への改選を検討すること。</p> <p>根拠法令 社会福祉法人審査基準3の1(3)</p>	
I-5(2) 選任及び解任	<p>改選に伴う監事の選任において、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、現監事の過半数の同意を得なければならないとされているが、議事録では監事の過半数の同意を得たことが確認できず、監事の同意書の徴求もなかった。</p> <p>今後、改選に伴う監事選任においては、法令に定める手続きをすること。</p> <p>根拠法令</p>	

	社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項	
I-6(1) 審議状況	<p>令和6年7月16日開催の第2回理事会の招集手続きについて、令和6年7月9日に開催通知が発出されており、開催の1週間前までに発出されていなかった。</p> <p>今後は、理事会の招集に際し、適切な手続きを行うこと。本件については、前々回文書指摘としている。</p> <p>根拠法令 社会福祉法第45条第9項により準用される一般法人法第94条第1項</p>	○
I-6(1) 審議状況	<p>令和6年8月2日に招集通知の省略により第3回理事会を開催しているが、理事全員の同意が確認できず、適切な招集通知がなされていなかった。</p> <p>今後は、招集通知の省略を行う際は、法令に従った手続きを行うこと。</p> <p>根拠法令 社会福祉法第45条第9項により準用される一般法人法第94条第2項</p>	
I-6(2) 記録	<p>貴法人の多額の借財について、理事会の承認を受けている記録が議事録に記載されていなかった。また、内部規程（クレジットカード使用規程）を定めているが、同様に理事会の承認を受けている記録が議事録に記載されていなかった。</p> <p>理事会は、法人業務執行の決定等を決議により行う重要な機関であり、その決議の内容については、適切に記録されている必要があるため、今後は、法令に従い厳格な議事録作成を行うこと。</p> <p>根拠法令 社会福祉法第45条の14第6項</p>	
III-3(2) 規程・体制	<p>経理規程第32条第1項において、会計責任者は、毎月末日における月次試算表を作成し、翌々月15日までに理事長に提出しなければならないとあるが、提出がされていなかった。</p> <p>今後は、経理規程に従い、適切な事務処理を行うこと。本件については、前々回口頭指摘としている。</p>	

	<p>根拠法令 経理規程第 32 条第 1 項</p>	
<p>Ⅲ－3（3） 会計処理</p>	<p>予算の執行について、年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成するものとされているが、貴法人は補正予算を計上することなく収入及び支出していた。</p> <p>今後は、当初予算との乖離が発生する場合、補正予算を編成し、理事会及び評議員会の承認を受けること。</p> <p>根拠法令 社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項 2 の（2） 定款第 31 条第 1 項</p>	
<p>Ⅲ－4（4） その他</p>	<p>登記事項について、変更が生じた場合、資産の総額においては、会計年度終了 3 か月以内に変更登記することとされているが、変更登記がなされていなかった。</p> <p>今後は期限を遵守し、適切に変更登記を行うこと。 本件については、前々回、前回と同様の指摘である。</p> <p>根拠法令 社会福祉法第 29 条 組合等登記令第 3 条</p>	○